

うべ妊婦・子ども 応援助成金



**宇部市にお住まいの妊婦さんに、
出産準備や育児にかかる費用の一部を助成します。**

【対象者】 宇部市にお住まいの妊娠7か月以降の妊婦の方
妊娠7か月面接を受ける方及び妊娠7か月を過ぎて
出産前に転入した妊婦の方
*助成金請求時に宇部市に住民登録があること

【対象サービス】 タクシー・子どもの預かり・家事支援サービス・
出産準備や育児用品の購入
*宇部市内の事業所・店舗等の利用に限ります。

【利用及び請求期間】 妊娠7か月から産後6か月の月末まで(約10か月間)
(出産予定日が基準となります。)
ただし、妊娠7か月以降の方が転入された場合は
転入日から10か月後の月末まで

【助成方法・金額】 対象サービスを利用したことがわかる「領収書」を
添えて、請求期間内に1回限り請求できます。
1人につき1万円を上限に助成します。
*多胎児の場合はお子様1人につき1万円を上限

※手続き方法などについては、裏面をご覧ください。

【お問い合わせ】

◆対象者に関すること…こども・若者応援課

TEL 0836-31-1732 FAX 0836-21-6020

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目4番25号

多世代ふれあいセンター1階

(子育て世代包括支援センターUbeハビ)

◆請求手続きに関すること…子育て支援課

TEL 0836-34-8332 FAX : 0836-22-6051

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市役所本庁1階



【手続きの流れ】

1. こども・若者応援課で面接

- ・「妊娠7か月面接」または「転入時の面接」で、助成金の「請求書」と「返信用封筒」を受け取ります。
- ・対象サービスを利用及び請求できる「開始日」と「終了日」を確認します。

2. 請求に必要な書類を準備

- ・利用期間内に利用したサービスの領収書又はレシート(市内事業所・店舗等発行のものに限る)を集めます。
- ・レシートが感熱紙で印字が消えそうなものは、早めにコピーして保存しておきます。
- ・請求書の明細欄に、対象サービスを利用した「年月日・区分・内容・店舗等・金額」を領収書ごとに記入します。
- ・レシートに、対象サービス以外の品目が含まれる場合は、対象商品の品名と金額にマーカーを引くか○で囲んでください。

3. 子育て支援課へ請求

- ・請求期間内に、子育て支援課へ「請求書」と「領収書等貼付台紙(領収書またはレシートの原本を貼付けたもの)」を返信用封筒にて郵送請求します。
- * 領収書の内容について、後日確認のご連絡をさせていただく場合がありますので、必ず領収書・レシートのコピー等を控えとしてお手元に保管してください。
- * 印字が消えそうなレシートは、原本とコピーの両方を提出してください。
- * 振込口座は妊婦(産婦)の方の名義のものをご記入ください。
(口座をお持ちでない場合はご相談ください。)
- * 請求期間を過ぎると助成できなくなりますので、必ず期間内に請求を行ってください。

【利用できるサービスの例】

※宇部市内の事業所・店舗等の利用に限ります。

※助成の対象になるか不明な場合は事前にお問い合わせください。

①タクシー

健診、通院、入院、退院、買い物

②子どもの預かり

一時預かり、ファミリーサポートセンターなど

③家事支援

(家事代行・育児サービス)

掃除・洗濯・炊事・買い物・子どものお世話

④出産準備・育児用品の購入

(おむつ用品)

おむつ・おむつカバー・おしりふき

(清拭用品)

手口ふき・洗浄綿

(授乳用品)

粉ミルク・液体ミルク・哺乳瓶・搾乳器

(離乳食用品)

ベビーフード・離乳食調理用品

(おでかけ用品)

抱っこひも・おんぶひも・ベビーカー・チャイルドシート

(その他)

マタニティ服・ベビー服・ベビーベッド・ベビー布団・
ベビーカー・歩行器・メリー・プレイジム・絵本